

○本庄市交通安全対策用道路反射鏡設置要綱

平成19年1月4日

告示第2号

改正 平成20年9月19日告示第234号

令和4年1月14日告示第16号

(目的)

第1条 この要綱は、本庄市が交通安全対策用として設置する交通安全対策用道路反射鏡（以下「道路反射鏡」という。）の設置について必要な事項を定め、道路反射鏡の設置事務の適正な運用と交通事故の減少を図ることを目的とする。

(設置基準)

第2条 道路反射鏡は、次に掲げる事項を基準として設置する。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定による道路（以下「市道」という。）
- (2) 通学路で危険と認められる箇所
- (3) 交通安全上必要と認める箇所（国・県道及び市道と私道との交差点付近）

(設置手続)

第3条 市長は、自治会長等から交通安全対策用道路反射鏡設置申請書（別記様式）の提出があった場合は、前条各号の基準により現地調査をし、道路反射鏡の設置が必要と認められる場合に設置するものとする。

(設置工事)

第4条 道路反射鏡の設置工事は、道路新設改良事業に附帯して市が設置する。ただし、緊急を有するものと市長が認めた場合は、道路新設改良事業にかかわらず、設置工事を行うことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日告示第234号）

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則 (令和4年1月14日告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。